

感染症対策分科会・新興感染症部会
合同会議の位置づけ等について

令和5年6月28日
秋田県健康福祉部

連携協議会の設置と本県の取扱い

都道府県連携協議会について

- ◆ 改正感染症法により、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たり、連携協力体制の整備を図るため、各都道府県は「都道府県連携協議会」を組織するものとされた。
- ◆ 国通知では、連携協議会の運営及び構成員については、地域の実情に応じた柔軟な取扱いが可能であり、既存の新型コロナウイルス感染症対策を協議する協議会等を活用して差し支えないとしている。

本県における連携協議会の取扱い

- ◆ 本県では感染症対策の推進に関する事項を専門に調査審議する「感染症対策分科会」が設置されており、さらに、その所掌事項のうち、新興感染症対策にかかる事項を調査審議する「新興感染症部会」が設置されている。
- ◆ 今般の連携協議会については、新興感染症部会と役割が重なるものであり、また、国通知では既存の協議会等を活用しても差し支えないものとされていることから、本県においては、連携協議会への参画が求められる構成員を委員として追加した上で、新興感染症部会をもって連携協議会とする。

これまでの新興感染症部会

県医師会

病院協会

薬剤師会

秋田市保健所



委員の追加

歯科医師会

栄養士会

ACOMAT

感染管理認定看護師

訪問看護

高齢者施設

障害者施設

検疫所

消防

市町村

教育機関

県保健所

健康環境センター



新たな
新興感染症
部会

||
連携協議会

予防計画を協議する場合の 会議開催について

予防計画は新興感染症を含め、感染症対策全般にかかわるものであるため、計画を協議する場合は、感染症対策分科会と新興感染症部会を合同開催することとする。

合同会議の位置づけと本日御意見をいただきたいこと

会議の位置づけ

今年度、策定(全面改定)する感染症予防計画について御議論いただく場。

年度内に3回開催し、感染症予防計画(案)を作成することが目標。

本日御意見いただきたいこと

- 1 計画策定にあたり、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた課題について、それぞれの立場から御意見をいただきたい。
- 2 感染症法改正により、新たに制度化された県と医療機関との協定に関し、特に病床の確保について、その考え方と病床の振り分け方法について御意見をいただきたい。

感染症予防計画策定スケジュール(予定)

	令和5年										令和6年		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
感染症対策分科会				第1回 (6/28)			第2回		第3回	計画素案 パブリック コメント			
新興感染症部会 (=連携協議会)	計画策定にあたっては 合同開催を基本とする				・課題整理 ・病床の確保について			・計画骨子案協議 ・課題への対応について			計画素案協議		
健康づくり審議会													会議 計画案報告
秋田県議会							福祉環境 委員会 計画骨子説明		福祉環境 委員会 計画素案説明			福祉環境 委員会 計画案説明	
医療審議会 医療計画部会									第5回 計画素案協議・決定				